HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	巻頭の辞
Author(s)	伊藤, 大一
Citation	北大法学論集, 31(3-4上)
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16878
Type	other
Note	小山昇の肖像あり
File Information	31(3-4).pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

巻頭の辞

小山昇先生は、昭和五五年八月一日に満六三歳の誕生日を迎えられたので、昭和五六年四月一日をもって定年退官される。ここに、われわれ一同、先生に対する深い敬意と心からの感謝の念を表わすため、本誌特集号を先生に捧げたいと思う。

小山先生は、昭和一七年九月、東京帝国大学法学部をご卒業後、民事訴訟法講座の助手として研究生活に入られ、とくに兼子一教授の指導を受けられた。昭和二二年、北海道大学に法文学部が創設されるに及び、直ちにスタッフとして迎えられ（同年六月講師、九月助教授、二八年五月教授）、以後、昭和二八年における法学部の分離独立を経て、今日に至るまで、じつに三四年の長きにわたり、民事訴訟法の講座を担当され、研究面で数々の業績を挙げられるとともに、教育面でも多くの人材を育成された。また、この間、評議員および学部長（三六年四月より三年間）として、藤井事件をはじめとする困難な問題の解決に尽力された。さらに、昭和四四年五月より二年間、パリ大学都市日本館館長として日仏文化の交流に貢献されたことは、記憶に新しい。

先生がスタッフとして赴任された当時は、学部とは名ばかりで、実体は無いに等しかった。このような状態のなかから、学部の名にふさわしい研究・教育態勢を創り出していくために先生が払われた努力には並々ならぬものがあった、と承っている。たとえば、図書文献の収集に奔走されたことは有名なはなしであるが、実際、今日の充実した法学部蔵書の基礎を築かれたのは先生であった。また、たとえば、先生に続く若いスタッフの迎え入れと、その定着のために、住居の世話から余暇利用の指導に至るまで、親身の配慮をされたことは、語りぐさとなっている。じつに、先生は法学部創設の大功労者であられた。しかし、先生のご貢献はこれにとどまらない。学部の基礎固めが一段落した昭和四八年、先生は、新たに高等法学院を設け、法学部の研究と教育の質を飛躍的に向上させるという斬新な構想を発表され

た。そして、これが契機となって、昭和四九年度から五二年度にわたる画期的な学部改革が実現をみることになったのである。今日、われわれが、全国各地の大学に先がけて、快適で充実した研究・教育環境を享受しえているのは、先生のこのご構想に負うものといえよう。

先生の学問上のご業績は多岐にわたっているが、その中心は何といっても新訴訟物理論を編み出されたところにある。その詳細と評価については、本特集号に掲載された高見進助教授の解説に委ねる他はないが、民事訴訟法学の発展に重要な貢献を果したこの理論が、ドイツの学説に触発されつつも、全く新たな視点から先生の手で築き上げられたという事実は、まことに刮目すべきことといわねばならない。しかし、それにもまして重要なことは、このような業績を生み出されるもとになった先生のご研究態度にある。先生は、学問研究において、じつに厳しい態度で臨まれた。とくに、ご自身に対してそうであった。しかも、近年に至り、いよいよその厳しさをましてこられたように思う。先生は、ご自身の構想に基づいて実現された学部改革の理念に、どこまでも忠実でありたいと考えておられたのではないか。私は、とくにこの数年、毎日の図書館の入館者リストの先頭に先生のご署名があるのを拝見して、心を打たれることがしばしばであった。先生は、図書館の開くのを待って、真先に入館され、黙々と資料を渉猟しておられたのである。このような先生のご研究態度が後に続くスタッフに及ぼした教育的効果は、まことに測り知れない。

本特集号には、三四名にのぼる多くの方々からご寄稿を得た。これは小山先生の学問的影響力がいかに大きいかを示す証拠であるが、異例にも先生ご自身がご寄稿下さったのは、本号をありきたりの特集号ではなく、法学研究発展の里程標にしたいという強いご意志の現われではないかと拝察する。こうした事情から、本号は上下二巻に分け、上巻には基礎法・民法・民事訴訟法関係の論文を、また下巻には商法・経済法・労働法・憲法・行政法・国際法・政治の論文を収録することにした。

昭和五六年三月

北海道大学法学部長　伊藤大一